

専修学校には入学資格によって3つの課程があります

高等専修学校（専修学校高等課程）

Upper Secondary Specialized Training School
(Specialized Training College, Upper Secondary Course)

高等課程を設置する専修学校を高等専修学校と呼びます。
高等専修学校は、424校あり、約3万8千人が学んでいます。
技能や実務面の教育に重点をおいて、社会に出てすぐに役立つ教育を行っており、高等学校と並ぶ中等教育機関として位置づけられています。



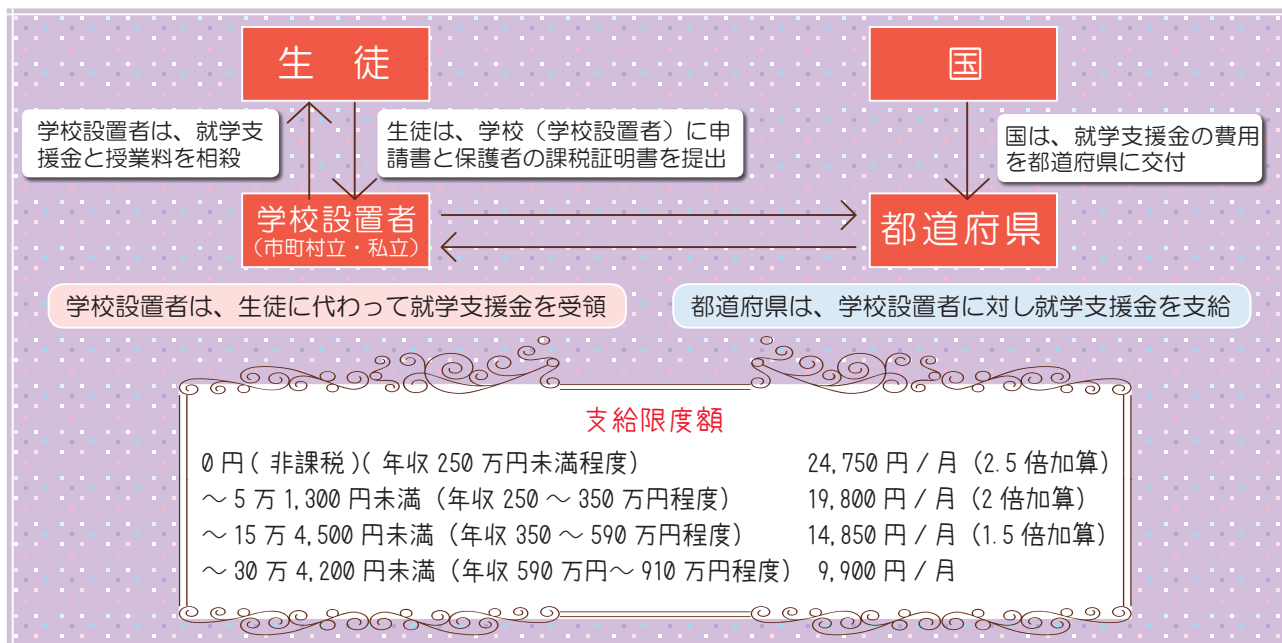
高等学校等就学支援金について

平成26年度から、新しい高等学校等就学支援金制度が開始し、国公立の高等専修学校（専修学校高等課程）^{※1}に通う生徒^{※2}のうち、「市町村民税所得割額」が30万4,200円（年収910万円程度）未満の世帯^{※3}の生徒に対して、高等専修学校の授業料の支援として「就学支援金」が支給されることとなりました。^{※4}

就学支援金については、個々の生徒に代わって、学校がまとめて受領（代理受領）することとなりますので、実際には各生徒に直接支援金が支払われるのではなく、学校の授業料がその分減額されることになります。

また、平成26年度から、市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するための「高校生等奨学給付金」制度が始まりました。各都道府県において制度の詳細は異なるので、具体的な要件、給付額、申請手続等は、お住まいの都道府県にお問合せください。

◎ 高等専修学校生徒に対する就学支援金



※1 修業年限や授業時間数、大学入学資格付与の有無等を問わず、すべての高等専修学校（専修学校高等課程）が対象となります。

※2 次の方は対象となりません。

- ・高校等を既に卒業した生徒や3年（定時制・通信制は4年）を超えて在学している生徒
- ・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生
- ・市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯の生徒

※3 市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算により判断します。また、年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安です。

※4 新制度は、平成26年4月以降に入学する方が対象です。平成25年度までに高等専修学校等に在学されている方は、旧制度が適用されます。

大学入学資格はあるの？

高等専修学校のうち、右記の要件を満たしたもので、文部科学大臣が指定した学科の修了者は、高等学校卒業者と同等に大学入学資格が得られることになっています。

修業年限が3年以上の高等専修学校は平成28年5月現在、228学科ありますが、その多くが文部科学大臣の指定を受けています。

大学入学資格

- ① 修業年限が3年以上
- ② 総授業時数が2,590時間（74単位）以上 等

3年制の高等専修学校を卒業すると、専門学校へ進学することができます。

さらに、大学入学資格が付与される学校を卒業すると、大学・短期大学へ進学することができます。このように、高等専修学校を卒業してから、進学の道は広がっています。

■ 専修学校には入学資格によって3つの課程があります

専修学校一般課程

Specialized Training College, General Course

専修学校一般課程は、入学資格として中学校卒業や高等学校卒業などの限定をしていません。誰でも自由に、専門的な知識・技術を学べるところに特色があります。

和裁・洋裁や、美術、調理など多種多様な分野があり、157校、約2万9千人が学んでいます。

入学資格

どなたでも

単位制・通信制

平成24年4月の制度の導入以降、専修学校（専門課程・高等課程・一般課程）において単位制の学科、通信制の学科の設置が進んでいます。

単位制の学科



短期の教育プログラムの積み上げにより、自己のペースに合った学習が可能

通信制の学科



印刷教材等の活用により、時間・場所にとらわれない学習が可能

専修学校と資格取得

専修学校を卒業することにより、下記のような「国家資格」あるいは「国家試験の受験資格」を得ることができます。

①卒業と同時に資格を取得

平成28年7月31日現在

分野	資格名	入学資格	修業年限	認定者
工業	測量士補	高卒	1年以上	国土交通大臣
	第2種電気工事士※ ¹	高卒	1年以上	経済産業大臣
	米農士	高卒	2年以上	都道府県知事
衛生	調理師	中卒	1年以上	都道府県知事
	保育士	高卒	2年以上	厚生労働大臣
教育・社会福祉	幼稚園教諭2種	高卒	2年以上	都道府県教育委員会
	介護福祉士※ ²	高卒	2年以上	厚生労働大臣

※¹ 学科によって筆記試験免除

※² 平成34年度末の卒業生から国家試験の受験が必要です。

平成33年度末までの卒業生は、卒業後5年間資格を取得できる。その間に国家試験に合格するか、5年間継続して介護等の業務に従事することでその後も資格を継続できる。

②卒業と同時に受験資格を取得

分野	資格名	入学資格	修業年限	認定者
工業	建築士（2級・木造）	高卒	2年以上	都道府県知事
	自動車整備士（3級）	中卒	1年以上	
	自動車整備士（2級）	高卒	2年以上	
	自動車整備士（1級）	2級取得者	2年以上	国土交通大臣
	航空整備士（2等）	高卒	3年以上	
	航空運航整備士（2等）	高卒	3年以上	
	消防設備士（甲種）	高卒	2年以上	都道府県知事
	危険物取扱者（甲種）	高卒	2年以上	
	技能検定（2級）	中卒又は高卒	課程により異なる	都道府県知事
	准看護師	中卒	2年	都道府県知事
医療	看護師	高卒	3年以上	
	保健師	看護師・若しくは看護師受験資格を有する者	1年以上	
	助産師		1年以上	
	診療放射線技師	高卒	3年以上	
	臨床検査技師	高卒	3年以上	
	理学療法士	高卒	3年以上	
	作業療法士	高卒	3年以上	
	視能訓練士	高卒	3年以上	
	歯科衛生士	高卒	3年以上	厚生労働大臣
	歯科技工士	高卒	2年以上	
	義肢装具士	高卒	3年以上	
	臨床工学技士	高卒	3年以上	
	はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師	高卒	3年以上	
	柔道整復師	高卒	3年以上	
	言語聴覚士	高卒	3年以上	
衛生	救急救命士	高卒	2年以上	
	製菓衛生師	中卒	1年以上	
	理容師	高卒	2年以上	
	美容師	高卒	2年以上	
商業実務	社会保険労務士	高卒	2年以上	
文化・教養	税理士	高卒	2年以上	国税審議会会長
	学芸員	高卒	4年以上	文部科学大臣

③卒業後一定の実務経験で資格を取得

分野	資格名	入学資格	修業年限	認定者
工業	測量士	高卒	1年以上	国土交通大臣
	第2種電気主任技術者	高卒	2年以上	経済産業大臣
	第3種電気主任技術者	高卒	2年以上	

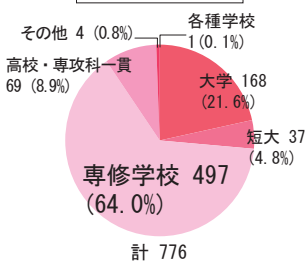
④卒業後一定の実務経験で受験資格を取得

分野	資格名	入学資格	修業年限	認定者
工業	2級土木施工管理技士	高卒	2年以上	
	1級土木施工管理技士	高卒	2年以上	
	2級建築施工管理技士	高卒	2年以上	
	2級電気工事施工管理技士	高卒	2年以上	国土交通大臣
	1級電気工事施工管理技士	高卒	2年以上	
	1級建築士	高卒	2年以上	
農業	2級造園施工管理技士	高卒	2年以上	
衛生	管理栄養士	高卒	2年	厚生労働大臣
			3年	
			4年	
教育・社会福祉	社会福祉士	高卒	2年以上	
	精神保健福祉士	高卒	2年以上	

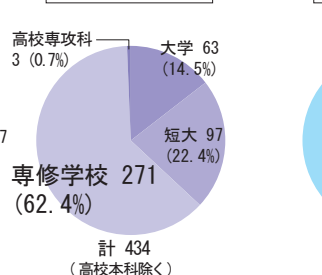
※³ 上記の他にも、様々な資格要件が定められている場合があります。

◇ 国家資格者の養成機関となっている専修学校の状況 ◇

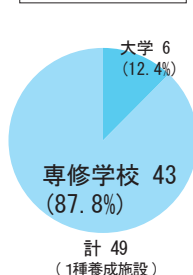
看護 師



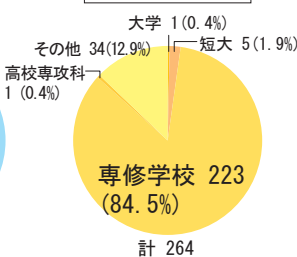
介護福祉 士



自動車整備 士



美 容 師



理学療法 士

